

III 研究ノート III

「労働条件法理」としての 荒木誠之・労働法論について

－ 荒木誠之「生命の権利と労働基本権」(1976年)(季刊労働法100号),
同『労働条件法理の形成』(1981年, 法律文化社・所収251頁以下)を読む－

柳 澤 旭

<目 次>

- I はじめに
- II 荒木論文の概要
- III 本論文の意義—どう読むか
- IV 荒木労働法理についての評価
- V 現代の課題—示唆するもの
- VI おわりに

I はじめに

(一) 筆者は、本誌(「山口経済学雑誌」56巻2号2007年)において、荒木誠之博士の著作をもとに「荒木社会法」論について論じた¹⁾。それから9年経過し、また荒木博士の米寿祝賀論集『労働関係と社会保障法』の出版から3年経つ²⁾。荒木博士は、2015(平成27)年11月12日に91年の生涯を閉じた。この間、およそ半世紀以上にわたり、労働法および社会保障法について多くの業績を残され、「社会法」(労働法と社会保障法)理論の構築に大きな足跡

- 1) 柳澤旭「荒木『社会法』論」についての三部作(「山口経済学雑誌」56巻2号2007年)。
- 2) 良永・柳澤編『労働関係と社会保障法』法律文化社、2013年)。なお本書について、菊池馨実による書評論文というべき「ブックレビュー」がある。法律時報86巻5号(2014年5月号)145頁以下。荒木の社会保障法理について、稲盛公嘉「社会保障法理論史研究の一里塚—荒木構造論文再読—」『社会保障法研究創刊1号』(2011年5月, 信山社)13頁以下。

を残された。荒木博士を追悼する論考が「日本労働法学会誌」および「社会保障法学会誌」の両学会誌に掲載されたことは注目すべきであり、このことは荒木博士の両法学会にわたる研究足跡を特徴づけるものといえよう³⁾。

荒木（以下、荒木とする。）は、2007年の労働法学会における「特別講演」で自己の半世紀にわたる研究について次のように語っている。そこには労働法からの社会保障法の自立・独自性の考察を行い、社会保障法理論を確立・体系化して、その上で「社会保障法と労働法」との相互関係の法理的考察を行ってきたことが語られる。まさに荒木「社会法論」の基本的視点である（荒木「労働関係と社会保障」学会誌労働法115号、2007年、法律文化社）。

(二) 上記の講演において次のように語る。すなわち、日本のみならず「ILO」など国際的な視野からしても、「労働関係と社会保障」は相互に関係しあってして展開してきた。「荒木の関心の一つには、労働法からの社会保障法の自立と、その前提に立って相互関連の態様を考察する」(9頁) ことにあった。そのような視点に立って、労災保険の変容について考察し、失業保険から雇用保険への政策展開を検討し、老齢年金制度と定年制の研究をおこなってきた。

労働関係（労働法）と社会保障法とは、「それぞれ固有の領域を持ちながらも、時代の要請にそって相互に影響し交錯して」きた。「法学の研究においても、つねにこの二つの領域に視野を広げて具体的な問題の考察をすることが求められる・・・私達戦後第二世代の労働法学者はほとんどそのようにやってきました。しかし最近の若い研究者には、この二つの法領域を既成の学問領域と受け取り、そのいずれか一方にのみ視野を限る傾向があります。しかし労働関係も社会保障も、いまや社会・経済構造の急激な変化のなかで大きな変革期にあるのですから、その相互作用と交錯を視野にいれながら特定の問題を検討することが求められるのではないのでしょうか」(12頁)。

(三) 以上の荒木の半世紀に及ぶ研究回顧には、労働法から「労災補償」論

3) 菊池高志「荒木誠之先生のご逝去を偲ぶ」日本労働法学会誌127号（2016年、法律文化社）143頁、河野正輝「荒木誠之先生を偲ぶ」学会誌社会保障法31号（2016年、法律文化社）183頁。

を媒介（両法を結ぶ環）として社会保障法へと理論展開を行なったこと。そして「社会保障」法理論を体系化した後も、「社会保障法と労働法」という両法にわたる複眼的の視点をもって「社会法」論として特定の具体的問題を論じてきたこと。この「社会法」という研究視点は、社会・経済構造の変化に応じて新たな問題を検討するうえでもなお有効かつ必要であることを示唆している。

このような社会法視点に立って筆者らは、前掲・荒木先生・米寿記念論集（『労働関係と社会保障法』2013年、法律文化社）において、荒木「社会法」論を検討し新たな問題提起を行なってきたが、そこでは主として「社会保障法」との関係において、労働保険、労災補償、失業・雇用問題などが検討されている。「労働法から社会保障法へ」と研究を展開した荒木は、労働法の研究においても多くの業績を残している。例えば、労災補償論の他に就業規則論、労働条件・労働契約法理論、労働基本権論、不当労働行為論、ロックアウト論などである（『荒木誠之教授主要研究業績・労働法』が山田晋・広島修道大学によって作成されている）。この労働法分野における荒木理論については、後にみるように（Ⅳ 荒木労働法理の現代における評価）労働法学会において対象とされ評価、議論の対象となったものも多い。そこでわれ等仲間から改めて荒木の労働法理論を代表的と思われる文献を手掛かりにトレースしてみよう、そのことによって時代状況を超えた理論的意義について検討してみようという趣旨で「荒木労働法論研究会」を行うこととなった。荒木先生の逝去を契機に、荒木の「労働法論」を素材に「再開・荒木理論研究会」というべきものである。

本稿において筆者が検討対象とするのは次の論文である。荒木「生命の権利と労働基本権」季刊労働法100号（192頁以下。荒木『労働条件法理の形成』（1981年、法律文化社）所収251頁以下）。検討の順序として、まず本論文の概要紹介（Ⅱ）、現代における意義（Ⅲ Ⅳ）についてみることにしたい。

II 論文の構成と概要

(1) 「生命の権利と労働基本権」の構成

はしがき

1 労働者の生命と労働基本権

1. 労働基本権による安全の確保
2. 生命の保障と補償
3. 安全闘争

2 市民の生命と団結活動

1. 対立的側面
2. 病院・公益事業の争議行為
3. 新たな側面の展開

むすび

(2) 論文の概要

<はしがき—課題・論点>

労働基本権に基礎を置く労働組合運動は、労働者の人間らしい生活を実現するものであり、労働関係の場で市民的権利（生命・自由・幸福追求に対する権利。憲法13条）を確保するために団結・団体行動を行うものであり、したがって本質的に市民の「生命・自由」を尊重し擁護する方向をもつ。しかし実際には労働基本権の行使と市民的権利とは対立し相克する現象がみられる。ここに市民的権利としての生命・自由・幸福追求の権利（憲法13条）と労働基本権（憲法28条）との法的関連が問題となる（『労働条件法理』252頁。以下同じ）。

1 労働者の生命と労働基本権

1. <労働基本権による安全の確保> 2. <生命の保障と補償>

歴史的にみて労働者の生命・身体は、一人の人間の権利として保障されてこなかった（市民法・民法の原則である過失責任，コモンローの危険引受法

理)。労働災害に関しては、その防止と補償立法とは労働組合運動展開との関連で、市民なみの「生命・身体の保障」が確保されてきた。労働保護立法（工場法）、労災補償立法（企業の負うべき危険責任・報償責任・生活保障責任）、賠償責任、このいずれも労働者の「団結活動」なくしては実現できないものであった。使用者の「安全保持義務」は、労働者の規範意識が団結活動を通じて法の原則に定着させたものであって、けっして市民法原則の自然的展開ではなかった」（255-256頁）。使用者の労災補償責任の法的性質（目的・機能）は、労働災害によって生計の途を失った労働者及びその家族の「生活の保障」であり、その保障の費用は企業全体が本質的に負担すべきものである（255頁）。労働災害に対する補償協定は労働条件であり労働契約内容となる。補償協定と安全確保（保安闘争）とは表裏一体をなす労働組合の団結活動である。

3. <安全闘争>

安全と補償の確保に関連する「団結活動」（団体行動、争議権行為）の多様性と主要なものとその法的意義について（安全点検、危険職場における就労拒否、抗議スト、立法獲得運動など）、それぞれの法的正当性問題の検討を行なう。安全法規に違反し災害の危険がある職場で労働者が「就労拒否」することは、「争議行為」としての側面をもち、この面からもその正当性が認められる。しかし、この問題を使用者の負うべき労働契約上の「安全保持義務」という契約上の問題（使用者の受領遅滞、使用者の責めに帰すべき履行不能）としてとらえるのが妥当である。それは「生命の安全確保がより根源的な労働者の利益であるからである」。労働災害が発生したことに対する「労災抗議スト」は団体行動権に基礎づけるとしても、そのなかに「市民的権利としての生命の意識が還流していることもまた否定できない」（257頁）。

2 市民の生命と団結活動

1. <対立的側面>

団結権は労働者の生存権確保を目的とするが、「労働者」の団結権の行使が第三者である「市民」の生命・身体の安全にネガティブに作用する場合は

ある。この側面に目を向けて争議行為における法的問題点を検討する。争議行為の制限は、労働者の団結権保障（権利主体）を前提に制限される（市民の安全・生命の安全を担う公務員等も労働者である）ということであって、「権利そのものが否認されると解するのは、論理の破滅である」（259頁）。争議行為の制限・禁止は、市民の生命・身体の安全に結びつく事実の限度で制限される。「人命の安全という点に関しては、労働者、使用者、一般人の相対的区別は消滅する。人命の安全の前には、人の社会的存在態様上の差異は消滅する」（260-261頁）。

2. <病院・公益事業の争議行為>

医療機関（病院）におけるストライキは患者の生命の危険を生じる可能性がある。しかし患者の生命・身体の安全をはかる第一次的責任は使用者にあり、労働者は診療上の契約当事者でない。「安全保持の施設」（労調法36条）の正常な運営・維持についての争議行為の禁止には、物的施設に限られ従業員は含まれない（「新潟精神病事件」最3小判昭和39.8.4民集18.7.1263。最近では忘れられた判例?）。病院労働者は、一般に「職業的モラル」をふまえて行動することが期待されるが、何よりも労使による「争議協定」による患者の生命・安全確保を確保する方策をとるべきであろう。公益事業における争議予告（労調法37~39条）は市民の利益と団結権保障との調和にある（263頁）。医師のストライキ（保険医総辞退の申出・健保法79条1項）によって現行社会保険医療は機能マヒ・崩壊に陥ることもある（荒木『生活保障法理の展開』1999年54頁、同『社会保障法読本』1983年221頁）。

3. <新たな側面の展開>

テーマ（「労働基本権と市民の権利」）に関しては、対立的側面だけではなく、市民的権利（公害と労働災害、交通災害と通勤災害とのつながり、老後生活と社会保障闘争など）の実現のために市民と連帯して団結活動を行なうようになってきた。このような社会状況において憲法13条の権利は、個人の権利であるがその権利行使の形態としては「社会的集团的」なものにならざるを得ない。労働者の基本権は「市民のための社会権」、「市民的社會権の行使」

というモメントが含まれている(266頁)。労働基本権と社会化された市民の生命・自由・幸福追求の権利(憲法13条)を複合・結合して「生存権」の実現を目指す運動と「新たな法理形成」の可能性と現実性について問題提起をする(267頁)。生存権の実現を目指す労働基本権の行使と、社会化された市民的権利とを結合させた運動について新たな法理形成の可能性を提起する。本論文は、後にふれるが「社会保障法理論」の新たな法理論構成と関連し新たな法理の展開と関連するようにも思われる(憲法13条, 憲法25条)。

<むすび>

労働基本権は、労働者の人権として形成され、市民法原理を修正して形成されてきた。しかしもっとも基本的な点では、「市民としての自由を回復・確保するための権利でもあった」。労働者に失われていた市民的自由は団結権の確立によって現実的権利となる。人間の根源的権利(生命への権利, 人たるに値する生活を営む権利)は、高度資本主義社会における危機に直面したとき、「労働者の基本権は市民としての基盤において、この根源的な権利の擁護・確保手段としての機能を発揮せざるをえないのである」(269頁)。この問題を「社会法」(労働法と社会保障法)という視点で検討すべきである。社会保障法では、労働者も農民、零細企業者と同じ基盤において、社会権としての社会保障の権利主体となる(生活主体, 生活人としての労働者。社会法における法主体の二面性)。

Ⅲ 本論文の意義—どう読むか

この荒木論文をどのように読み評価し、また現代的問題と関連させて現代の意義を見出すかは、読む者の自由に委ねられる。本論文が書かれてから40年経過している。まさに時代状況は大きく変化し労働法, 社会保障法の理論も時代と共に展開してきた。そこで本論文の書かれた時代状況を概観した上で、筆者の関心によって本論文の意義を確かめたい。

1. 時代背景—当時1970年代の労働法理論の状況

1970年代の労働法学会とそこでの理論状況は、これまでの生存権、団結権を中心とした戦後労働法理論（いわゆる生存権優位の思想・法理論）について、反省と再検討が行われた時期であった。これには、1973年のオイル・ショックを契機とする経済危機、経済成長の減速、国家による福祉国家政策の転換などの背景がある。このような時期に、いわゆる「生存権」優位の思想・法理念から、「人間の尊厳」の法理念への転換が問われはじめた時期である。例えば、労働基本権と労働者個人の自由・市民的自由、労働組合の企業施設内政治活動、政治ストとストライキ権論、職業選択の自由と労働権・雇用保障法の提唱など。一方で、個別的な問題領域との関係では当時の判例にその時代の問題状況をみることができる。例えば、労働者の思想・信条の自由、企業外政治活動、採用内定取消事件、配転・出向と労働契約（合意）論の問題などである。

当時の労働法学会の理論状況について、代表的には、「労働基本権と市民的自由」をテーマとした日本労働法学会誌47号（1976年、総合労働研究所）、「総特集・労働基本権」をテーマとした「季刊労働法100号」（1976年、総合労働研究所）があり、そこでは20編の論文が掲載されている。本稿で取り上げた荒木の本文は、後者に掲載されたものである。「総特集・労働基本権」の構成は、「基本的人権」の法構造（①沼田「基本的人権思想の発展—憲法における人権体系と人間の尊厳」）、「団結権」をめぐる主要問題、「団体交渉」をめぐる主要問題、「争議権」をめぐる主要問題、「基本的人権」をめぐる主要問題（⑨秋田「思想・信条と企業」、⑩荒木・本論文）となっている。本論文の位置づけは、基本的人権総論として冒頭の①沼田論文と、「労働基権と生命の権利」という締めくくりが⑩荒木論文となっている。さらに<100号記念座談会>として「労働組合法30年と労働法学」（磯田進、沼田稲次郎、松岡三郎、峯村光郎）が掲載されている。

2. 本論文から読み取れるもの

(1) 生命の権利・労働災害・労働基本権

(一) 本論文は、労働基本権と生命の権利について、法的に問題となる領域をすべて対象に検討し、それぞれの問題を「労働法」という観点だけからではなく、荒木「社会法」論の観点から法理的検討を加えるものである。労働基本権と憲法13条、25条、28条との関係における古典的かつ現代的な問題について基本的に考えられる法理を提示している。この点は本論文に限らないし、荒木の「労働条件」法理は狭義の労働法理論に納まらない理論的性格をもつ。荒木『労働条件法理の形成』(1981年)にみるように、本書の内容は、日本の労働条件をめぐる立法、法の解釈にかかる問題の主要なものを取り上げて、それぞれの問題について労働法だけではなく社会保障法という視点を基盤に考察するものとなっている(「社会法」論としての労働条件法理)。荒木『労働条件法理の形成』の構成と内容は、今日でいうところの個別的労働関係の問題を対象とする。検討テーマは、労働権、失業立法、労働保護法、労基法と労働契約法理、定年制、就業規則論、労災補償法、労働・社会福祉、労働基本権と市民的権利(生命の権利)に及んでいる。

(二) 基本的人権の内容をどのように歴史的かつ法理論的に把握するかという基礎理論的問題をふまえつつ、荒木は、人権主体である労働者の「生命・健康」という人格的権利の侵害をあらゆる問題の基礎に据えている。生命・健康という全ての人に共通する人権(生存権、人格的権利。憲法25条、13条)が労働者から奪われる最も大きな問題が「労働災害」である。労働者の生命・人権(憲法13条)と「労働災害」について、荒木は、人権の侵害の態様はさまざまでありえるが、「労働災害は最も重大な人権侵害である」。瞬時にして人の生命を奪い、あるいは一生を病床で過ごさなければならない障害を引き起こす。「人の生命、安全を侵害するにまさる人権無視はない」(荒木「労働と災害」法七増刊『労働と人権』1978年 128頁)ことを強調する。労働災害の防止と補償の法理との不可分性を強調し、両者は労働基本権の行使に支えられて立法化され、職場において実効性が確保されるという視点は、荒木の「労災

補償法」理論の基礎に常におかれている（安全なくして労働なし。闘争・抵抗なくして安全無し。）。それは、労働災害の予防、防止、補償、上積補償、損害賠償は、労働者の団結活動に支えられて実行性が確保されるという労働関係における経験的事実を法理論として展開することでもある。

また争議行為の制限・限界論と「人の生命・安全」の確保という問題についての透徹した法論理展開をおこなう論考は数少ないものである（『労働条件法理の形成』259-261頁）。

この点は、後にも触れるが（V）、現代の安本法に反対する労働者の「政治スト」の正当性にも関わる重要な現代的問題をも荒木の本論文は提起している。

（三）荒木は、本論文のテーマ（「生命の権利と労働基本権」）に即して考えられるあらゆる問題を提示しそれぞれ法的問題を検討するダイナミックかつ緻密な法論理を展開する。その内容は、現在においても新たな問題を検討するうえで多くの示唆を与えてくれるものがある。以下において、本論文から得られる現代における示唆ないし法理論的意義について筆者なりの理解をいくつか上げてみたい。

（2）労働者の生命・心身の安全と市民的社会権の行使

荒木のとらえる「安全保持義務」の意義は、判例法理および労契法5条にいう安全配慮義務に尽きるものではない。労働災害の防止、補償、賠償の基底にある使用者の義務としてとらえる。荒木の安全保持義務のとらえ方は、今日の「安全配慮義務」よりも広い意味すなわち、労働災害の防止、補償、賠償の基底に存在する使用者の義務という性格をもつ（柳澤「労働災害の法理」前掲『労働関係から社会保障法へ』79頁以下、102-103頁）。安全保持義務は労働契約関係に内在する不可欠の義務として、すなわち、労働保護立法の根底にある人格権の保護（憲法13条）、生存権の保障（憲法25条）であり、この義務は労働契約に当然に内在する義務である。このように、荒木の「安全保持義務」をとらえることができその内容は、現行労契法5条の安全配慮義務を含

んだ法的にも広義のものとなっている。生命の権利（身心の安全も含む）という人格的権利と生存権を結びつけた上で、労働基本権の法理を論じるという本論文はなお現代的な理論たり得るとみることができるのである。

このような荒木の安全保持義務のとらえかたは、当時の労働法学会における生存権論への反省（いわゆる生存権優位の思想・法理論）という批判に対しても応える内容となっており、さきに触れたように今日の社会保障法における憲法13条と25条の生存権に基づく社会保障法理論に通じるものがある。菊池馨実の「自由基底の社会保障法理論」（「自由」の理念）の基礎に置かれている、いわゆる自由基底の思想・法理論との共通性をもつものとみることができよう（菊池馨実『社会保障法』（2014年、有斐閣）63、105頁以下）。

(3) 市民的社会権・市民のための社会権

(一) 荒木は本論文において、労働者の基本権は「市民のための社会権」、
「市民的社会権の行使」というモメントが含まれているという（266頁）。この指摘は現代における問題について示唆を与えるものである。健康被害に関する現代の深刻な社会的問題として、アスベスト（石綿）の問題がある。アスベストの健康被害はその性質からして労働者だけではなく近隣住民の健康被害をもたらす。労働者のアスベスト被害の社会問題化は、いわゆるクボタショック（2005年）を契機に社会問題化した（柳澤「労働者のアスベスト（石綿）による健康障害と国の責任」山口経済学雑誌63巻5号291頁）。労働法・社会保障法（社会法）における具体的な裁判・判例における事案としては、労災補償（労災認定、アスベスト救済法）、損害賠償（使用者に対する安全配慮義務違反、国に対する規制権限不行使の責任追及）という事後的な責任追及の問題、さらに、直接に使用者と団体交渉による過去・現在・将来の「労働条件」（生命、健康被害）についての団交権（労働基本権）の行使がある。後者は、近隣住民（市民）の被害を取り上げ企業・使用者責任を追及することも含む点で、まさに荒木のいう「市民的労働基本権の行使」とも言えるのである。

(二) 労働組合は労働基本権の行使として、アスベスト関連疾患の原因とそ

の具体的対策（予防）に関して、さらに補償、賠償等に関して「団体交渉」を行うことができる。このような生命・身体にかかる基本的な労働条件（義務的団交事項）については、使用者は拒否することができず「誠実交渉義務」がある。また労働組合は組合員のみではなく、健康被害を被っている家族や市民のために使用者と団体交渉をすることができる。これこそが「市民的労働基本権の行使」というものであろう。ただし、労働組合員以外の家族、一人親方、市民という「市民」の健康被害についての問題である（義務的団交事項ではない）ことから、団交拒否しても違法ではない。このような要求に使用者が任意に応じることは企業の「社会的責任」を果たすことになる（この問題について、柳澤「アスベスト（石綿）にばく露した経歴を持つ退職労働者の団体交渉権」山口経済学雑誌64巻3・4号2015年151頁）。

この問題についても、荒木の本論文は、労働基本権と憲法13条、25条、28条との関係における古典的かつ現代的な問題について本質的な法理を提示している。人権体系における市民的権利と労働基本権の関係について「社会法」的視点と、「社会法と市民法」という異なる視点は、「生命の権利」（人格権）という人権論を基盤として重なっているのである。その後、荒木の社会法論（労働法と社会保障法）と市民法論との現代における関連を社会の激変の中で「社会法」論における「パラダイム」について考察している（荒木「社会法における生存権法理の展開」林・還暦記念『社会法の現代的課題』1983年、法律文化社）2頁以下、荒木『生活保障法理の展開』1999年1、2章）。ここでも荒木が社会法の本質的法理（原理）について、憲法25条、28条、13条を基礎においていることに変わりはない。

（4）労災補償における労働法と社会保障法—被災労働者の打切補償と解雇

ここで労災補償における「社会法」的とらえかたという問題に簡単に言及しておく。荒木「社会法論」の重要なポイントでもあるからである。周知のように、労災補償制度を「労働法から社会保障法の体系下」に位置付けたところに荒木の労災補償法理の特質がある（荒木『労災補償法の研究』1981年、総合

労働研究所)。すでにみたように、労働災害による生命・健康被害についての予防と補償の法理の基礎には人格的権利（憲法13条、25条）と労働基本権（憲法28条）がある。しかし労働災害が発生し労働者に被害の生じた後の労災補償問題は、「労働法と社会保障法」とにおける被災労働者の「生活保障」の問題をどちらで引き受けるのかという問題となる。法理論的には、一定期間、労働契約関係を維持させながら被災者の職場復帰を目指すのか、それとも労働関係から切り離して生活保障を図るのかという問題となる。現行労災補償制度は、①傷病が治癒しない期間の解雇制限（労基法19条）と、②一定期間（3年間）を経て労働関係から切り離すこと（打切補償による解雇。労基法19条但し書）を認める法制度となっている。この①、②の問題が争点となった事件が「専修大学事件」（最二小判平成27.6.8労働1847号46頁、労判1118号18頁）であった。この事件と事案の解決は、単に現行法の関連する条文解釈のみで出来るものではなく、また法の「欠缺」という問題ではない。労働法と社会保障法とを結ぶ環（結節点）に位置する労災補償制度全体を見通して行うべきものである。労働契約関係の維持・雇用保障を目的とする「労働法」と、傷病による労働不能時や労働契約関係終了後の所得保障と障害補償を目的とする「社会保障法」との関連においてとらえて法理を考察ことが要請されるものといえよう（この点について、柳澤「労働災害の被災労働者に対する打切り補償と解雇の効力」労働法律旬報1847号2015年40頁）。ところが、最高裁判決をめぐる批判的法理を展開する論者には、この点を理解しないものが少なくない。

ちなみに、「ジュリスト判例百選」における労働災害について、労働判例百選<労働災害>と社会保障判例百選<労災保険>との取り上げている項目は前者7件、後者で23件（2016年）となっており、多くが社会保障判例として位置づけられている。また労働法と社会保障法のテキスト等において「労災補償」は、両者のテキストで扱われているのが一般である。しかし、「労災補償」をそれぞれの法に位置付ける法理論的説明は、されていないことが多い。「社会保障法」に位置付けるからにはその理論的根拠を示しておくべきであろう。この点の不明確さが、先の「専修大学事件」をめぐる法理論の

曖昧さに関連しているようにも思われるのである。

IV 荒木・労働法理についての評価

以上、本論文の意義についてみてきたが、ここで、これまで荒木の労働法理論について行われた、いくつかの理論的位置づけ（評価）についてみておきたい。本論文を理解する上でまた現代的課題をみる上で、そして何よりも労働法理論における荒木理論の意義を検討する上で大きな意味をもつと思われるからである。以下、それぞれ取り上げる問題は異なる三つの問題についてみることにしたい。

(1) 荒木・団結論（労働組合論）について—萬井隆令『『労働法の争点』考』 労旬1843号（2015.7）。

萬井の論考は、『労働法の争点』（2014年、有斐閣）のいくつかの項目（16項目）を取り上げ批判的に検討するものであり、それ自体、本書の「書評」ともなっている。取り上げた項目について、それぞれ理論的批判として手厳しい内容で一貫している。

その中で萬井は、批判対象に「労働組合の資格要件」（国武論考）について取り上げる。それは荒木論文（荒木「労働組合の資格要件」労働法学会編『新労働法講座（2）』（有斐閣、1966年）47頁以下。）の読み方についての批判であり、1949（昭和24）年の労組法改正について、荒木の見解とその読み方（法理）を問題とする。

法改正により組合同規約の内容までも資格審査の対象とすることについての法的評価についての問題である。荒木は、労働組合の自主性・民主制の意義は、組合員が組合活動の過程で個々の組合員が自ら自覚し、その努力によって実現すべき性格のものであって、法律が組合内部運営に介入すべきではないとする。この荒木見解について、労働組合に対する教育的効果（積極面）という評価は「誤読」であると批判する。荒木の主張は、組合員自らの主体性で確保すべき民主制についての「教育的効果」など法的規制の意味がないと、法原理的・本質的に述べているのである（55頁）。

また、組合規約に差別禁止を定めた「労組法5条2項4号」の規定は、従来の「信条」を「宗教」に変更したものである。共産主義者を労働組合がみずから排除することを、占領軍が容認・期待したことを反映した規定である。この面について把握し解説し評価すべきであるのに行っていない。本争点における「労働組合の資格要件」論考は、この問題についても「争点」として論じるべきという(56頁)。荒木は、「特定の政治的信条を抱く者」等を組合に加入させないとする規約は憲法違反で「当然に無効」であるとする。この問題について、荒木と同じ無効説をとるものと、有効説をとる菊池・林『全訂労働組合法』(日本評論社、1984年98頁)とが分かれている。今日においてどのように考えるべきか。荒木の見解と同様に、労働者の宗教と同じく政治的信条を理由に組合加入を拒否することは、差別的取り扱いとして違法(憲法14条、民法90条)と解すべきであろう(西谷『労働組合法3版』2012年・有斐閣50頁、菅野和夫『労働法10版』2012年・弘文堂606頁、新基本法コンメンタール『労働組合法』日本評論社670頁)。以上、改めて荒木の労働法論(1966年)における見解の今日的意義をみることができるのである。

(2) 「労働者の人格権」について一角田邦重「私の研究遍歴—労働者の人格権をめぐる」学会誌122号(2013年)

これは、10年以上も前の学会報告について、角田が荒木の質問について回顧したものである。角田「企業社会における労働者人格権の展開」(労働法学会誌78号1991年5頁以下。シンポ177頁)。報告について、荒木の質問についての角田の回顧である。

荒木の質問は、「労働者の人格権」の内容と範囲について、それはどのレベルでの内容なのかという内容であった。角田は、この荒木の「重い問いかけに十分な回答を用意することができなかった」(同11頁)と述べる。荒木の質問は、「労働者の人格権」についてこれまで一般に、「生命・身体」や「思想・信条」というレベル(範囲)でとらえられてきたのである。労働者人格の保護ということ、家族の育児、介護、病気という「生活」過程における問題

にまで広げてとらえていくことは可能かどうか。労働条件と社会保障のニーズとの関係で「労働者人格の保護」をどのように考えることができるのか。いわば「社会法における労働者人格」、労働法と社会保障法における労働者の「家庭生活」レベルでの人格権（家庭生活における人格的利益ともいべきもの）の構想を提起するものであった。この問題は、今日のデーセントワーク、ワークライフバランス、家庭生活と職業との両立という問題へと発展する内容であった。この問題に対する荒木の問題提起的な発言は、現代の課題を先取りする意味をもつものであったといえよう。この問題に対する荒木自身の一つの回答は、論文「労働契約関係と家族的責任」（姫路法学14・15号1994年）荒木『生活保障法理の展開』（法律文化社、1999年）所収13章224頁以下）とみてよい。

そこでの荒木の関心は、労働契約関係において「家族的責任による休業」を労働法理としてどのように取り入れて法理構成できるのかにあった。この考察について荒木は、労働法原理だけでは理論的に説明、把握できないとし、「労働法と社会保障法」との両法からする相互補完関係・交錯関係において把握することの必要性を強調し、問題の法構成について論じ先駆的な問題提起を行っている（同書235頁以下）。ここにおいても、この問題に対する荒木の「社会法」論（労働関係と社会保障法）としての法理展開（「労働関係に及ぼす社会保障法の影響」同書12章、「労働契約関係と家族的責任」同13章）がなされているのである。

(3) 荒木就業規則論について—渡辺章「労働法理論における法規的構成と契約的構成」学会誌77号（1991年、総合労働研究所）

労働法学会誌・本号は、「学会創立40周年記念」としてテーマ＜労働契約論・団結権論＞というテーマで労働法理論の再検討・展望が論じられている。渡辺は、テーマである就業規則論を論じる中で荒木の就業規則論（「荒木「就業規則の効力について」（石井・有泉編『労働法体系5巻』（有斐閣、1963年）を取り上げ評価する。なお、荒木の本論文は、『労働条件法理の形成』（法律文化社、1981年 10章147頁以下）に所収されている。渡辺は、就業規則論における契約説と

法規説との関連とその理論的意義、就業規則の不利益変更と労働契約について、学説・判例を分析し多くの問題点及び課題を提起している。

その中で渡辺は、荒木・就業規則論における見解について、それは「法規説の理論的苦闘」であったとし、荒木就業規則理論の「実質は明白に契約論的構成」そのものであると評価する。また荒木の就業規則不利益変更論について、「就業規則の不利益変更と既存の労働契約との関係理論」は「新契約説の考え方の原型をなすもの」と理論的に評価する（同労働法学会誌12-13頁）。

渡辺と同様に荒木の就業規則論を評価するのは下井である。下井隆史「「就業規則—<法的性質>と<一方的変更の効力>の問題をめぐって—」恒藤武二編『論争労働法』（1978年、世界思想社、274頁以下。）において、荒木の実業規則論について、渡辺とはほぼ同様に「契約説」であるとの位置づけを行ない評価している。すなわち、荒木の見解は明らかに契約説であり、下井も「荒木教授の見解に全面的に賛成である」と述べる（283頁-284頁）。なお、荒木は同書（『論争労働法』1978年）において、荒木の前論文（1963年）についての批判に応える論考を執筆している（荒木「就業規則—その法的性質と効力」同書256頁以下）。

現在、「労働契約法」が成立・施行され就業規則に新たな法理的検討がなされているときに、荒木就業規則論について現行法に照らしてどのように評価できるのか、現行法を検討する上でも理論的な意義があると思われる。荒木は就業規則の性質論だけではなく、本論文において、就業規則と労働基本権の行使・労働協約、争議行為と就業規則の適用についても考察している。この点も、個別的な就業規則論に関しても、荒木・社会法論（労働法・社会保障法）における労働法的考察の射程が広いことが理論的特徴であるといえる。

V 現代的課題—本論文の示唆するもの

(1) 人格権と原発運転差止訴訟

(一) 「生存を基盤とする人格権が公法、私法を問わず、すべての法分野に

において、最高の価値を持つとされている以上、本件訴訟においてもよって立つべき解釈上の指針である」。

(二)「個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権であるということが出来る。人格権は憲法上の権利であり(憲法13条、25条)、また人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない」。

(三)「当裁判所は、極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等とを並べて論じるような議論に加わったり、その議論の当否を判断すること自体、法的には許されないことであると考えている」。

上記(一)ないし(三)は、「大飯原発運転差止請求事件」(福井地判平成26.5.21判時2228号72頁)における判決文である(本事件についての法的論点について、古川元晴・船山泰典『福島原発、裁かれないでいいのか』2015年・朝日新書、参照)。

特に(二)の憲法上の権利としての「人格権」について、憲法13条(生命・自由・幸福追求権)及び25条(生存権)から導いていることに注目したい。荒木の本論文における「生命の権利」の法構成・法理論とはその内容がほとんど同じであることに注目したい。この点においても改めて荒木の本論文(「生命の権利と労働基本権」)における法理について、その現代的意義を確認することができよう。荒木によれば、憲法13条は、始原の自然法的権利から対世的権利となって「労働基本権」(憲法28条)の基礎に存在するものであり、この労働基本権も「生存権」(憲法25条)に支えられるものとしてとらえられる(荒木252頁)。この荒木の見解は、前掲「大飯原発運転差止請求事件」判決の(二)と同じ法理とみることができる。

かつて奥平は、この条文について、「これは、ひょっとして『新しい人権』の打ち出の小槌かもしれない」(奥平康弘『憲法』1981年、弘文堂入門双書37-38頁)と述べている。いずれにせよ憲法13条は、個人が対国家権力に対して権利獲得するときに意義を有する「打ち出の小槌」という性格は変わらない。

(2) 憲法13条と安保法

ところが、この憲法13条を国家権力が用いて、いわゆる「安保法」(安保法2法・平成27年9月30日・法76、77号)における自衛隊の武力行使を認める根拠(要件)に用いたのである。憲法13条のこのような使われ方について、荒木や奥平のみならず全ての憲法研究者や法学研究者の想像を超えるものであろう。

国としての「存立危機状態」への対処の場合に、自衛隊の防衛出動(自衛隊法76条、78条)時における武力行使(武器の使用)を可能とした。その3要件の第(1)の要件として憲法13条の援用したのである。すなわち、(1)日本に対する武力攻撃の発生、又は他国(アメリカ)に対する武力攻撃により「国」の存立と「国民」の憲法13条の権利「生命、自由及び幸福追求の権利」が「根底から覆される明白な危険がある」。(2)他に適当な手段がない。(3)必要最小限度の武力にとどまる、という要件である。これは集団的自衛権の行使を認めるという実質的な改憲を土台とした安保法制なのである。

生命・安全・自由という憲法の保障する人格権は、疑いもなく国家が保障するあるいは保障すべき人権であり、すべての法の基礎にある憲法上の権利(憲法13条、同25条)である。国民の基本権保障義務を負う国家が、憲法13条を援用して「集団的自衛権」を認める実質改憲を行い、それを正当化するために、国民の「生命・自由・幸福追求の権利」を援用すること自体、憲法理論からして背理というほかないであろう(憲法13条についての憲法学の理論状況について、新基本法コンメンタール『憲法』2011年、日本評論社97頁以下参照)。

安保法と労働基本権に関して、たとえば強制的に調達される可能性のある港湾・運輸労働者が、安保法廃止「政治スト」を行った場合には、自分たちの基本的労働条件にかかることからその正当性は当然に認められることになるし、生命の危険のある戦場地域での就労を拒否することは認められる。これは労働契約上の権利(使用者の安全配慮義務履行)として認められるものであり、債務不履行とはならず懲戒の対象にもできない。この点も荒木の本論文における当然の法理として導くことができるのである。「全電通千代田丸事件」(最3小判昭和43.12.24民集14巻3号850頁)の法理は現在も通用するもの

である（この事件について、渡辺章「労務指揮権」ジュリス『労働法の争点』1979年194頁）。

Ⅵ むすび

荒木先生が「空気のように」大切にされた「社会法」理論（社会法の原理）、これを「ミネルヴァの梟」（ヘーゲル『法哲学』1820年・序文）に喩えるならば、それは2016年4月（14日、16日）に「熊本地震」を経験した大阿蘇の大地から再び飛び立つことを確信したい。われ等が毎年、荒木先生と一緒に行った「荒木理論研究会」も今後とも継続することになっている。これからの予定は、荒木先生の「社会法」としての労働法論、とくに「団結法理・集团的労働法理」を対象とすることになっている。

卒寿の時に頂いた葉書一面に自筆で大きく、「世の中の 重荷おろして 昼寝かな（子規）」と書かれていたことを思い出す。荒木先生、どうかゆっくりおやすみください。

*本稿は、「荒木理論研究会」（2016年6月18日、熊本大学）における筆者の報告をもとに執筆したものであり、荒木「社会法」論（労働法論）についてのいわば「研究ノート」である。